

議案第91号

宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和5年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

未処分利益剰余金の処分

(1) 令和5年度末残高	9 1 7,4 4 5,3 2 0 円
(2) 議会の議決による処分額	4 5 0,0 0 0,0 0 0 円
資本金へ組入	4 5 0,0 0 0,0 0 0 円
(3) 処分後残高	4 6 7,4 4 5,3 2 0 円

議案第八十一号

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように定める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 一

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権（法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共施設等運営権の設定）

第二条 市長は、法第十六条の規定に基づき、選定事業者（法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、西部浄化センター（以下「対象施設」という。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

（選定事業者の選定の手続）

第三条 市長は、選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて選定事業者として選定されようとする民間事業者は、市長の定めるところにより、対象施設の運営等に関する提案書その他書類（以下「提案書等」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提案書等の提出があつたときは、次に掲げる基準に照らして当該提案書等の内容を審査し、選定事業者を選定するものとする。

一 対象施設の運営等に関する提案が、当該運営等の適正かつ確実な実施のため

に適切なものであること。

二 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の経営能力及び技術的能力が公共施設等運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等が十分に發揮され、対象施設の運営等が低廉かつ安定して行われるために市長が必要と認めるものであること。

（運営等の基準）

第四条 第二条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等を十分に發揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならない。

2 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に際しては、宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六条号。以下「条例」という。）その他の本市における公共下水道の管理等に関する規定に従うとともに、宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）第二十条第三項の規定に従わなければならない。

（業務の範囲）

第五条 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に際し、次に掲げる業務を行う。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務を除く。

- 一 対象施設の経営に関する業務
- 二 対象施設の維持管理に関する業務
- 三 対象施設の改築に関する業務

四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金の納付等)

第六条 宇部市公共下水道（西部処理区）の使用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金（法第二十三条に基づき徴収する利用料金をいう。以下同じ。）を納めなければならぬ。

2 利用料金の額の算定等については、条例第二十条及び別表の規定を準用する。この場合において、条例第二十条の見出し及び同条第一項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「切り捨てた額」とあるのは「切り捨てた額に百分の五十五を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」と、条例別表中「基本料金」とあるのは「基本使用分」と、「従量料金」とあるのは「従量使用分」と読み替えるものとする。

3 利用料金の徴収の時期等及び利用料金に係る資料の提出については、条例第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

(利用料金の減免)

第七条 公共施設等運営権者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第八条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営権の存続期間が満了したとき又は法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消され、若しくはその行使の停止を命じられたときは、同条第四項の規定により公共施設等運営権が消滅したときは、その運営等を行わなくなつた対象施設を速やかに原状に復さなければならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第九条 公共施設等運営権者は、故意又は過失によりその運営等を行う対象施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した賠償額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第十条 公共施設等運営権者若しくは対象施設の運営等の業務に従事している者はこれらの人であつたものは、業務の実施に伴い保有する個人情報が適切に保護されるよう配慮し、及び業務に關し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(公共施設等運営権の取消し等の場合における市の運営)

第十二条 市長は、対象施設において、法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又は第三条第二項の規定による提案書等の提出がなかつたときは、同条第三項の規定による審査の結果、選定事業者となるべき適当な民間事業者がいなかつたときは、第二条の規定にかかわらず、自ら対象施設の運営等を行うことができる。

2 前項の規定により市長が運営等を行うこととした対象施設において、公共施設等運営権者が利用料金を徴収していた場合においては、当該徴収していた利用料金の額を条例第十九条の規定に基づく使用料として徴収する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第三条の規定による選定事業者の選定の手続その他の行為及び第二条の規定による公共施設等運営権の設定その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第六条及び宇都市下水道条例の一部を改正する条例（令和六年条例第 号）の規定による改正後の宇都市下水道条例第二十条の二の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金について適用又は準用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金であって、施行日以後初めて使用料及び利用料金の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日の汚水の排出量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

(宇都市情報公開条例の一部改正)

4 宇都市情報公開条例（平成十二年条例第三号）の一部を次のように改める。

第二十条に次の二項を加える。

3 市長は、公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に対し、この条例の趣旨にのっとり当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する業務に係る情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう、その指導に努めるものとする。

「説明」

本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権制度を導入することに伴い、公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

宇都市情報公開条例（平成十一年条例第三号）

旧

（出資法人等の情報公開）

新

（出資法人等の情報公開）

第二十条

2

3 | 市長は、公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に対し、この条例の趣旨にのり当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する業務に係る情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう、その指導に努めるものとする。

宇部市下水道条例中一部改正の件

宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第三項第二号中「が一人以上専属している」を「を選任している」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（公共施設等運営権を設定した場合の使用料）

第二十条の二 市長は、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和六年条例第一号）の規定により公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定したときは、前条の規定にかかわらず、同条及び別表の規定に基づき算定した使用料の額から同条例第六条に定める利用料金の額に相当する額を減じた額を、使用料として徴収する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（延滞金）

第三十二条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限（以下この項及び第三項において「指定期限」という。）までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント（指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。
附則に次の二項を加える。

（延滞金の割合の特例）

14 当分の間、第三十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の次に一条を加える改正規定及び附則に一項を加える改正規定

令和七年四月一日

二 第二十条の次に一条を加える改正規定 令和八年四月一日

（経過措置）

2 改正後の第三十二条の二及び附則第十四項の規定は、令和七年四月一日以後に使用する公共下水道の使用料に係る延滞金について適用する。ただし、同日前から継続して使用している公共下水道の使用で、同日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

「説明」

下水道使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、当該使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

第六条 (排水設備指定工事店の指定等)

二 営業所ごとに責任技術者（排水設備の工事に関し技能を有する者として市規則で定めるものをいう。以下同じ。）が一人以上専属していること。

一 営業所ごとに責任技術者（排水設備の工事に關し技能を有する者として市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を選任していること。

第二十条

（使用料の算定方法等）

第二十条

（公共施設等運営権を設定した場合の使用料）

部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和六年条例第号）の規定により公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等の運営権をいう。）を設定したときは、前条の規定にかかわらず、同条及び別表の規定に基づき算定した使用料の額から同条例第六条に定める利用料金の額に相当する額を減じた額を、使用料として徴収する。

第三十二条

(使用料等の减免)

(延滯金)

(延滯金)

第三十二条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限（以下この項及び第三項において「指定期限」という。）までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切

附
則

り捨てる。)であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント(指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるときは、その端数金額又はその未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。

附
則

(延滞金の割合の特例)

14 当分の間、第三十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

議案第八十四号

宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件

宇部市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和五十年条例第十九号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十三条の次に次の二条を加える。

（延滞金）

第十三条の二 市長は、第七条第三項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（当該納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 市長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。附則に次の二条を加える。

（延滞金の割合の特例）

8 当分の間、第十三条の二に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付期日が到来する負担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来した負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

「説明」

下水道事業受益者負担金の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、当該負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

第十三条 (排水区域が拡張された場合の取扱い)

第十三条 (排水区域が拡張された場合の取扱い)

附則

（延滞金の割合の特例）

2 | 徴収するものとする。
市長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

第十三条の二 市長は、第七条第三項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（当該納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

附則

一セントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

議案第90号

宇部市下水道事業会計の剩余金の処分の件

下記のとおり令和5年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剩余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

未処分利益剩余金の処分

(1) 令和5年度末残高	615,610,406円
(2) 議会の議決による処分額	560,000,000円
ア 建設改良積立金の積立	310,000,000円
イ 資本金へ組入	250,000,000円
(3) 処分後残高	55,610,406円

議案第八十一号

宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

宇部市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

題名を次のように改める。

宇部市下水道事業等の設置等に関する条例

第一条中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業」を加える。

第二条の見出し中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業」を加え、同条

第一項中「下水道事業」を「次の事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 下水道事業

二 農業集落排水事業

第二条第二項中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業（以下「下水道事

業等」という。）」を加える。

第三条の見出しを「（法の財務規定等の適用）」に改め、同条中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

第四条第一項中「下水道事業」を「下水道事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

一 区域 宇部市農業集落排水施設条例（平成八年条例第二十七号）第二条に規定する排水対象区域及び宇部市生活排水処理施設条例（平成十六年条例第百七号）第二条第一項第三号に規定する処理区域

二 施設 宇部市農業集落排水施設条例第二条及び第三条第二号に規定する施設並びに宇部市生活排水処理施設条例第二条第一項第二号に規定する処理施設第五条から第八条まで並びに第九条第一項及び第二項第三号中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（宇部市特別会計設置条例の一部改正）

2 宇部市特別会計設置条例（昭和三十九年条例第五十六号）の一部を次のように改める。

第一条第三号を削る。

（宇部市農業集落排水事業特別会計の廃止に伴う経過措置）

3 宇部市農業集落排水事業特別会計の廃止に伴い、当該特別会計の予算に計上すべきであった歳入及び歳出は、宇部市農業集落排水事業会計予算に計上して経理するものとする。

4 宇部市農業集落排水事業特別会計の令和六年度の決算については、なお従前の例による。

「説明」

農業集落排水事業に地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等を適用することに伴い、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

宇都市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）

旧

宇都市下水道事業等の設置等に関する条例

宇都市下水道事業の設置等に関する条例

条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下水道事業の設置)

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

2 下水道事業

の主たる事務所の位置は、宇都市常盤町一丁目七番一号とする。

(法の適用)

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第四条 下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2

宇都市下水道事業等の設置等に関する条例

新

宇都市下水道事業の設置等に関する条例

条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下水道事業及び農業集落排水事業の設置)

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、次の事業を設置する。

1 下水道事業

2 農業集落排水事業

の主たる事務所の位置は、宇都市常盤町一丁目七番一号とする。

(法の財務規定等の適用)

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、下水道事業等に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第四条 下水道事業等は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2

3 農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

一 区域 宇都市農業集落排水施設条例

(平成八年条例第二十七号) 第二条に規定する排水対象区域及び宇部市生活排水

処理施設条例(平成十六年条例第百七号)

第二条第一項第三号に規定する処理区域

二 施設 宇部市農業集落排水施設条例第二条及び宇部市生活排水処理施設条例第二条

第一項第二号に規定する処理施設

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積額)が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方米メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第七条 法第三十四条の二ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第八条 下水道事業の業務に関し、法第四

(平成八年条例第二十七号) 第二条に規定する排水対象区域及び宇部市生活排水

処理施設条例(平成十六年条例第百七号)

第二条第一項第三号に規定する処理区域

二 施設 宇部市農業集落排水施設条例第二条及び宇部市生活排水処理施設条例第二条

第一項第二号に規定する処理施設

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない下水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積額)が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方米メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により下水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第七条 法第三十四条の二ただし書の規定により、下水道事業等の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第八条 下水道事業等の業務に関し、法第四

十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が二千万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第九条 市長は、下水道事業に關し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2

三) 前二号に掲げるもののほか、下水道事業の經營状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が二千万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第九条 市長は、下水道事業等に關し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2

三) 前二号に掲げるもののほか、下水道事業等の經營状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

宇都市特別会計設置条例（昭和三十九年条例第五十六号）

新

(設置)

第一条

三) 宇都市農業集落排水事業特別会計

(設置)

第一条

第一条

議案第89号

工事請負変更契約締結の件

令和6年3月市議会定例会において議決された議案第45号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 849,017,400円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（変更前 一金 773,358,300円也）

【説明】

1 工事名	旧山口井筒屋宇部店解体工事
2 工事場所	宇部市常盤町一丁目地内
3 工事の概要	
(1) 百貨店棟	
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地 下1階付6階建て
延床面積	11,273.81m ²
(2) 銀行棟	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建て
延床面積	2,673.44m ²
(3) 立体駐車場棟	
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て
延床面積	4,540.56m ²
(1)~(3)合計	

延床面積 18,487.81 m²

4 契約の相手方 日立建設・ループ共同企業体

代表者 宇部市善和 591-3

日立建設株式会社

代表取締役 上 村 隆 晃

宇部市大字中宇部 1734 番地 3

株式会社ループ

代表取締役 前 田 光 男

5 変更の理由 立体駐車場棟の既存杭撤去に係る作業内容の変更、百貨店棟の地中障害物の影響による工法の変更等に伴い、工事請負金額を増額変更するものである。